

## 埼玉県物品調達等一般競争入札執行要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、案件を発注する県の機関（以下「発注機関」という。）が物品の調達及び印刷の請負に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される入札は除く。以下「一般競争入札」という。）を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

### (参加資格)

第2条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に対象となる業種で登載されている者であること。
- (3) 物品調達等一般競争入札参加資格基準に基づき設定した所在地要件及び企業規模要件並びにその他の参加資格要件を満たす者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

### (入札の公告)

第3条 施行令第167条の6に基づく公告は、埼玉県物品調達等一般競争入札公告（様式第1号）を電子入札システムに掲載することにより行うものとする。

### (公告する事項)

第4条 公告する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調達案件名称及び数量
- (2) 調達案件の仕様
- (3) 納入期限
- (4) 納入場所
- (5) 入札方法
- (6) 参加資格
- (7) 入札参加資格の確認
- (8) 仕様書等に関する質問及び回答
- (9) 提案品の受付及び採否結果通知（印刷の請負に係るものを除く。）
- (10) 入札金額等の電子入札システムへの記録方法及び開札場所等
- (11) 入札保証金
- (12) 入札の無効
- (13) 最低制限価格の設定（印刷の請負に係るものに限る。）
- (14) 落札者の決定等
- (15) 契約保証金
- (16) その他

#### (入札参加資格の確認)

- 第5条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、公告に定める期限までに電子入札システムに記録する方法により、競争参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に一般競争入札参加資格確認資料(様式第2号)を添付し、発注機関の長に提出しなければならない。
- 2 発注機関の長が確認申請書を受理したときは、確認申請書受付票を電子入札システムにより発行する。
  - 3 発注機関の長は、参加希望者の参加資格について審査後、公告に定める日時までに競争参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)を電子入札システムにより発行する。なお、参加資格が「なし」と認められた者には、その理由を付して通知するものとする。

#### (仕様書等に関する質問及び提案品の受付)

- 第6条 仕様書等に関する質問がある場合は、公告に定める期間に発注機関の長あて、質問票(様式第3号)を電子入札システム又はファクシミリ等で提出するものとする。なお、受付期限を越えた質問は受理しないものとする。
- 2 確認通知書において、参加資格が「あり」の通知を受けた者(以下「入札参加資格者」という。)が、仕様書に示す例示品以外の物品で仕様を満たすもので、入札を希望する場合は、公告に定める日時までに発注機関の長あて、提案品協議書(様式第4号)にカタログ等を添付して持参、郵送又はファクシミリで提出し、仕様を満たしていることの確認を受けるものとする。
  - 3 入札参加資格者全員に共通する質問及びその回答並びに仕様を満たすことを確認した提案品がある場合には、公告に定める日時までに電子入札システムに掲載するものとする。

#### (入札保証金)

- 第7条 入札保証金の納付及び免除については、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条に基づくものとする。
- 2 落札者以外の入札保証金及び保管有価証券については、入札の終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当するものとする。
  - 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定に基づき還付しない。

#### (入札の執行)

- 第8条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。
- 2 入札参加資格者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。
  - 3 再度入札は、1回とする。
  - 4 電子入札システムに記録した後は、書換え又は撤回をすることができない。

#### (入札の無効)

- 第9条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
  - (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
  - (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
  - (4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
  - (7) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

- ア 首標金額を訂正したもの
  - イ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
  - ウ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
  - エ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
  - オ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第10条 物品の調達に係る入札の落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

2 印刷の請負に係る入札の落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

3 発注機関の長は、落札者を決定したときには、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金の納付及び免除については、財務規則第81条の規定に基づくものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めがない事項は、埼玉県物品調達等電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。